

# 難民認定判断における信憑性評価

ヒラリー・エヴァンス・キャメロン  
リンカーン・アレキサンダー法学院（部）  
トロント・メトロポリタン大学

1

難民認定の判断を行う者は、難民申請者が真実を語っているかどうかをどのように判断すべきなのか？

この信憑性評価のプロセスはどのような法的原則に従うべきなのか？

2

## 第一部

### 国際法上の難民認定における信憑性評価

- ・ 事実認定の法理：どちらの誤りがより悪いのか？
- ・ 国際難民法における誤認定の選好

## 第二部

### カナダ難民法における信憑性評価

- ・ 信憑性の推定
- ・ 不適切な信憑性の推論
- ・ 手続きの公正性の原則

## 国際法上の難民認定判断における信憑性評価

「特に難民条約は難民の地位の認定のためにどのような手続きが設けられるべきかについて何も定めていない。従って、どのような手続きを設けるかについては、各締約国において、その憲法上及び行政上の構造を考慮した上、もっとも適切であると考えられる手続きを定めるよう委ねられている。」

UNHCR, *Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, rev'd edn (Geneva: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, 1992) at para 189.

## 事実認定の法理：どちらの誤りがより悪いのか？

- ある申し立てが真実であると判断するために、判断者はどの程度の確信を必要とするか？
- 十分な確証があるかどうか判断できない場合、判断者はどうすればよいか？
- ある申し立てが真実である可能性が非常に高いこと、あるいは真実でない可能性が高いことを事前に知っていると考えられる場合、判断者はどうすべきか。このような「事前蓋然性」を考慮すべきなのか？

5

- ある申し立てが真実であると判断するために、判断者はどの程度の確信を必要とするか？  
立証基準に基づく判断。
- 十分な確証があるかどうか判断できない場合、判断者はどうすればよいか？  
立証責任の分担による判断。
- ある申し立てが真実である可能性が非常に高いこと、あるいは真実でない可能性が高いことを前もって知っていると考えられる場合、判断者はどうすべきか。このような「事前蓋然性」を考慮すべきなのか？  
「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）による判断。

6

難民法において、どちらが悪い間違いか？

保護が認められるはずの申請者を否定することと、  
保護が否定されるはずの申請者を保護すること...どちらがより悪いのか？

## 国際難民法においては、誤った認定が選好される

「国際連合は、種々の機会に難民に対する深い関心を表明し、難民に対して基本的な権利及び自由のできる限り広範な行使を保証することに努力してきた。」

1 Convention Relating to the Status of Refugees, 28 July 1951, 189 UNTS 150, art 1C(1), Can TS 1969 No 6 (entered into force 22 April 1954)

「難民条約の目的は、保護と信念の実現を優先させることであり、そのために制度をごまかす人がいることは十分に認識されている。さもなければ、保護を必要とする多くの人々の保護が否定され、迫害の危険にさらされている人々を保護するための国家の約束にそむくことになる。」

Michael Kagan, "Is Truth in the Eye of the Beholder? Objective Credibility Assessment in Refugee Status Determination" (2003) 17 Georgetown Immigration Law Journal 367 at 414–15.

「ノン・ルフールマンの原則の適用に疑義がある場合は、そのルールを適用すべきである。すなわち、疑義がある場合は送還を実行しないこと！これが庇護の文脈における『疑わしきは申請者の利益に』という用語の正しい意味である。」

Aleksandra Popovic, "Evidentiary Assessment and Non-Refoulement: Insights from Criminal Procedure" in Gregor Noll, ed, Proof, Evidentiary Assessment and Credibility in Asylum Procedures (Boston: Martinus Nijhoff Publishers, 2005) 27 at 52.

- 「申請を提出する者に立証責任があるのが一般の法原則である。しかしながら、申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏付けることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い。こうして、立証責任は原則として申請者の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請者と審査官の間で分担される。実際に一定の事案においては審査官が利用し得るすべての手段により申請を裏づけるのに必要な証拠を収集することもある。」

UNHCR Handbook, at para 196

- 「196. ...しかしながら、このような審査官による調査が必ずしも実を結ぶとは限らず、証拠によって裏付けられない供述も存在する。このような場合において、申請者の供述が信憑性を有すると思われるときは、当該事実が存在しないと十分理由がない限り、申請者が供述する事実は存在するものとして扱われるべきである。（『疑わしきは申請者の利益に』（灰色の利益））」
- 「203. 申請者がその主張を裏づけるために真に努力をしても、その供述のいくつかの部分について証拠が欠如することがあり得る。既にみたように（前述第 196 節を参照）、難民がその事案のすべてを『立証』できることはまれであって、もしこれを要求するとすれば難民の大半は認定を受けることができないことになる。それ故、申請者に『疑わしきは申請者の利益に』の原則（灰色の利益）を適用することが頻繁に必要な。」

## カナダ法の下での難民認定判断における信憑性評価

カナダ連邦裁判所は、難民認定判断において事実認定がどのように運用されるべきかについて、ほぼすべての問題点で意見が分かれている。

それにもかかわらず、我々は3つの領域で役立つ指針を見出すことができる。

- 信憑性の推定
- 不適切な信憑性の推論
- 手続きの公正性の原則

## 信憑性の推定

- 「申請者（難民申請者）がある申し立てについて真実であると宣誓した場合、その真正性を疑うに足る理由がない限り、それらの申し立ては真実であると推定される。」

*Maldonado v. Canada (Minister of Employment and Immigration)* [1979] F.C.J. No. 248 at para 5

- 「もし正当な理由なく、証人の信憑性を疑うことを選択した場合、委員会は独断的に行動していると私は考える。申請者がある申し立てが真実であると宣誓した場合、その真正性を疑うに足る理由がない限り、それらの申し立ては真実であると推定されると私は考える。」

*Villarroel v. Canada (Minister of Employment and Immigration)*, [1979] F.C.J. No.210 at footnote 6.

## 不適切な信憑性の推論

- 申請者のトラウマ症状や心理的トラブル
- 解釈が施された証拠
- 申請者の振る舞い
- 記憶に関する問題
- 以前行われた虚偽の申出
- 出国や難民申請の遅延
- 不合理・非合理的な迫害者
- カナダ的思考・行動様式（paradigms）に基づく推定

## 申請者のトラウマ症状や心理的トラブル

- 「…大半ではないにせよ、多くの難民申請者は脆弱な立場にあり、その結果として、効果的な証言を行うにあたっての困難を有する。」

*Thamotharem v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2006 FC 16 at para 90

- 「拷問の正当な被害者について、記憶や整合性、一貫性の問題から証言が困難であることが想定される。」

*Wardi v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2012 FC 1509 at para 15

- 「性暴力について証拠を提示された女性は、“集中力の低下や記憶の喪失”などの理由により証言が困難となることがある。」<sup>31</sup>

*Mayeke v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)* (1999) at para 14



15

15

「難民保護部（委員会）のメンバーは、難民申請の裁決に関する専門知識はあるが、精神科医の資格はない。よって、難民申請者の精神状態に関する問いへの知見を有していない。」

*Pulido v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2007 FC 209 at para 28



16

16

## 解釈が施された証拠

- 「解釈が施された証拠の判断は、“無実の誤認の可能性をはらんでいる。”」
  - *Owusu-Ansah v Canada (Minister of Employment and Immigration)* (1989), 98 NR 312 (CA)

## 申請者の振る舞い

- 「ある出来事を説明する際の感情表現の度合いには個人差がある。」  
*Shaker v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, (1999) 89 ACWS (3d) 1016 at para 10.

## 記憶に関する問題

「...心が乱されるような忌まわしい出来事が...個人の記憶力を著しく変化させることは明らかである。」

- Zhang v Canada (Minister of Citizenship and Immigration), 2014 FC 713 at paras 32, 36 (available on QL), de Montigny J

「トラウマ的な出来事の周辺的な詳細」を記憶し、思い出して語ることが申請者にとって困難な場合がある。

- Wardi v Canada (Minister of Citizenship and Immigration), 2012 FC 1509 at para 28 (available on QL), Rennie J

申請者が重要な出来事の特定の日付さえ覚えていないことと、その信憑性との間にはほとんど関連性がない。

- Adegbola v Canada (Minister of Citizenship and Immigration), 2007 FC 511 at para 55, 157 ACWS (3d) 616), O'Keefe J

「難民申請は記憶力テストに基づいて判断されるべきではない。」

*Sheikh v Canada (Minister of Citizenship and Immigration) (2000), 190 FTR 225 at para 28*

- 「申請者の証言の矛盾点を見つけようとする委員会の熱心さについては、前述したとおりである。委員会の仕事は難しいが、今回の申請者のように通訳を通して証言し、客観的な現実において信じるに足る理由がある恐怖の体験を語る人物の証拠を徹視的に検討することに過度の神経を尖らせるべきではない。」

*Attakora v Canada (Minister of Employment and Immigration)* (FCA), [1989] FCJ No 444

- 「矛盾や不一致に関する疑いは、申請者の信憑性と合理的に関連していなければならない。...『法廷が主張の本質ではなく詳細のみにこだわると、（これは）証拠に関する誤解を引き起こす。そのような矛盾は、些細なものではなく、それだけで申請者の信憑性を疑うに十分足りるような重大なものではない。』」

*Fatih v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, [2012] FCJ No 924



21

21

## 以前行われた虚偽の申出

- 「観光ビザを申請する者が、『カナダに行く真の目的は観光ではなく庇護を求めることだ』とビザ担当官に言う事などあり得るだろうか？」

*Fajardo v Canada (Minister of Employment and Immigration)* (1993),  
157 NR 392 at para 5 (CA)

- 「...難民申請者がカナダのビザを取得するために嘘をつく必要だってあるかもしれない。」

*JRN v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2005 FC 1606  
at para 13



22

22

## 出国や難民申請の遅延

「政治的にコミットしている人物にとっては危険だろうからという理由だけで、その人物がそのような行動を取る事は考えにくい（implausible）、或いはあり得ないなどと言うのはまるで説得力がない。」

Samani v Canada (Minister of Citizenship and Immigration), 82 ACWS (3d) 547 at para 4

「フォーラム・ショッピング」\*

「実際に迫害を恐れている人は、自分の主張が聞き入れられる可能性が最も高い国に行きたいと思うであろう。申し立ての却下の代償は、申請者がおそれる迫害への回帰を意味するからである。」

\* 訳注：「フォーラム・ショッピング」とは、裁判権を行使できる裁判所の中から、最も有利な結果をもたらすと思われる裁判所を選択して訴訟を起こす行為を意味する法律用語である。

Nel v Canada (Minister of Citizenship and Immigration), 2014 FC 842 at para 55

## 不合理・非合理的な迫害主体

- そもそも、「迫害主体が合理的または正当な行動をとっている事を申請者に証明するよう要求すること」自体が法の誤りである。

Taboada v Canada (Minister of Citizenship and Immigration), [2008] FCJ No 1395

- ...テロ集団はしばしば非合理的な行動をとる。

Yoosuff v Canada (Minister of Citizenship and Immigration), [2005] FCJ No 1394

- 「いったいどうして裁判所が、当局の非論理的な行動を申請者なら論理的に説明できる、と思っているのか到底理解できない。」

Valtchev v Canada (Minister of Citizenship and Immigration), [2001] FCJ No 1131

## カナダ的思考・行動様式（paradigms）に基づく推定

- ・ 「カナダ的規範に照らして判断するとありえないように見える行動も、申請者の置かれた状況・環境から考えるともっともらしく見えるかもしれない。」

*Chen v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2014 FC 749 at para 54

## 手続きの公正性の原則

- ・ 審査対象となる事柄を知る権利
- ・ 意見を聴かれる権利
- ・ 独立・公平な判断者を得る権利

## 審査対象となる事柄を知る権利

「難民申請者は、難民部による審査において自然正義の原則の利益を享受する。意見を聴かれる権利の基本的かつ確立された要素には、審査対象である事柄の提示が含まれる。」

*Thirunavukkarasu v. Canada (Minister of Employment and Immigration)*, [1994] 1 F.C. 589 (F.C.A.) para 10



27

27

- 「メンバーは、明らかな矛盾のために申請者の真実性を疑う理由があると判断した...しかし、これらの出来事に関して、いわゆる矛盾があったとしても、申請者が説明できるように、または問題を明らかにできるように、申請者に提示されたことは一度もなかった。メンバーは単に、ヒアリングが終わるのを待って、明らかな矛盾を引き出し、それを申請者の主張を否定する根拠とした。」

*Kumara v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)* 2010 FC 1172 at para 3

- 「RPD（訳注：難民保護部）は、すべての懸念事項を申請者に提起する必要はないが...提出された情報の信憑性、正確性、真正性から生じる問題に対処する機会を申請者に与えることが、手続きの公正性の観点からの要請である。」

*Shaiq v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, 2009 FC 149 at para 77



28

28

## 意見を聴かれる権利

- ・ 適格な通訳を得る権利
- ・ 手続き上の配慮への権利

- ・ 難民申請者は、権利及び自由に関するカナダ憲章に基づき、「継続的、正確、適格、公平な」通訳を受ける権利を有する。

*Mohammadian v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*,  
2001 FCA 191 at para 4 (in obiter).

- 4.2 IRB（カナダ移民難民委員会）は、脆弱な立場にある人の特定のニーズに合わせて手続きをカスタマイズする幅広い裁量権を有している。適切かつ法律で認められた範囲において、IRBは、以下を含む様々な手段でその人の脆弱性に対応することができる。
  - a. 脆弱な立場にある者について、テレビ会議などの手段による証拠の提出を認める。
  - b. インタビューへの支援者の参加を認める。
  - c. 堅苦しくない環境でインタビューを行う。
  - d. 質問の順番を変える。
  - e. インタビューを行う部屋から関係者以外を退出させる。
  - f. 特定の性別の委員および通訳を用意する。
  - g. 脆弱な立場にある者へのIRBの手続きに関する説明を行う；および
  - h. その他、状況に応じて妥当と思われる、手続き上の配慮を認める。

Chairperson Guideline 8: Procedures With Respect to Vulnerable Persons  
Appearing Before the IRB



31

31

## 独立・公平な判断者を得る権利

- 政府から職務上独立した判断者を得る権利
- 申請者を不当に扱いかねない個人的な偏見を全く持たない判断者を得る権利



32

32

## 独立した判断者を得る権利

- 委員会自体は政策の発展に責任を負う立場にはない。条約は...明らかに人の流れの管理ではなく、最低限の人権を保障することを目的としている。判決は、異なる集団間での「多元的」なやり取りの文脈で下されるものではない。むしろ、一連の比較的静態的な人権を擁護し、規定された範疇に当てはまる人々の確実な保護を目的とする。

*Pushpanathan v Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*,  
[1998] 1 SCR 982



33

33

## 偏見のない判断者を得る権利

ジェンダーに基づく暴力：判断者は以下のような固定観念や社会的通念を避けなければならない。（Refugee Board's Guideline 4 on *Gender-based Claims* より）

- 性暴力の被害者は、加害者に抵抗し、刑事告訴を求めるなど、特定の行動を取るものと期待される。
- 性暴力の「真の」被害者は、できる限り早い機会に事件を報告すると考えられ、カナダでも出身国でも、事件の開示が遅れると、その人の信憑性に否定的な影響が及ぶ。



34

34

- 虐待関係にある人は、最初の機会をみて逃げようとし、加害者の元には決して戻らず、トラウマ的な出来事の後には加害者とは付き合わなくなる。
- ジェンダーに基づく暴力を受けた人は、カナダに入国すると、自動的にカウンセリングやトラウマを克服するための援助を求める。
- 教育水準の高い女性や、高収入の仕事や専門職に就く女性、あるいは自活能力や独立して子育てを行う能力を示す女性は、ジェンダーに基づく暴力に遭う可能性が低い。
- 性的暴行による妊娠。または暴行によって妊娠した場合、中絶を希望する。

性的指向とアイデンティティ：判断者は以下のような固定観念や社会的通念を避けなければならない。（Refugee Board's *Guideline 9 on claims based on Sexual Orientation, Gender Identity and Expression and Sexual Characteristics (SOGIESC)* より）

- 性的指向、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、および性的特徴（SOGIESC）の人々は、外見や物腰が女性化、または男性化されている。
- その人がSOGIESCであるかどうかは、職業によって判断することができる。
- SOGIESCの人々は、異性との性的経験や関係性をもったことがない。

- SOGIESCの人々は、自ら進んで異性と結婚することはない、子どもを持つこともない。
- SOGIESCの人々は、乱交的あるいは性的に活発であり、排他的な関係を結ばない。
- SOGIESCの人々は、文化的・宗教的な慣習や伝統行事に参加しない。
- トランスジェンダーの人々は、外科的な手術を求める。
- トランスジェンダーの人々は、性自認に応じたジェンダー・アイデンティティを表現しようとする。

# ご清聴ありがとうございました。

メールアドレス

[h.evanscameron@torontomu.ca](mailto:h.evanscameron@torontomu.ca)